

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県船橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること、並びに障害者及び母子家庭の母、寡婦に働く機会を提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) 障害者及び母子家庭の母、寡婦を対象として、第1号、第3号及び第4号に準じた事業を行うこと。

(7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(平成 25 年・平成 29 年・一部改正・令和元年・一部削除)

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産をもって構成する。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で基本財産とすることを決議した財産

(2) 公益認定を受けた日以後、基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分し、若しくは担保に供し、又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業計画書等は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類（以下「事業報告及び計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表及び損益計算書（以下「計算書類」という。）

(3) 前 2 号の書類に係る各附属明細書

(4) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の名簿

(3) 役員等の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要財産の処分、譲受)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

2 前項の規定は、この法人が重要な財産を処分し、又は譲り受ける場合において準用する。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の設置)

第14条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第6条第1号及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第65条第1項に規定する欠格事由に該当する者は、この法人の評議員となることができない。

(評議員の選任)

第15条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である評議員の合計数は、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である評議員の合計数は、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条第1項に定める定数を欠くこととなった場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の解任）

第17条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(1) 職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（評議員に対する報酬等）

第18条 評議員には、その職務執行の対価として、毎事業年度、総額24万円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前2項の報酬等及び費用の支給基準に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

（平成29年・一部改正）

第5章 評議員会

（構成）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第20条 評議員会は、第15条第1項及び第17条に定めるもののほか、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任

- (2) 役員等の報酬等の支給基準及び額
- (3) 計算書類及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分等又は除外の承認
- (6) その他法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 15 条第 1 項、第 17 条、第 20 条第 1 号（監事の解任の場合に限る。）、第 2 号、第 4 号及び第 5 号その他法令に定める事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 役員等の選任又は解任の決議は、候補者又は該当者毎にそれぞれ行うものとし、一括して採決してはならない。

(決議の省略)

第 25 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された 2 名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 28 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 30 条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 第 14 条第 2 項の規定は、この法人の理事及び監事の資格について準用する。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 監事は、監事間相互において、前 2 項に定める特別の関係又は密接な関係を有する者であってはならない。

7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐するとともに、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、この法人の業務を分掌し、執行する。

5 業務を執行する理事の権限及び分掌については、理事会の決議により別に定める。

6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 各事業年度に係る事業報告及び計算書類等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要と認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(5) その他法令で定められた義務を履行し、及び権限を行使すること。

2 監事は、随時、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況について調査することができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 第16条第3項の規定は、役員退任により、第29条第1項に定める定数を欠くこととなった場合において準用する。

(役員解任)

第34条 役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、必要があると認めるときは、議決する前に当該役員に意見を陳述する機会を与えることができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(取引制限)

第35条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の承認を受けた理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員 の 損害賠償責任の免除及び限定)

第 36 条 この法人は、役員 の 一般社団・財団法人法（以下この条において「同法」という。）第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、同法に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から同法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、当該責任の一部を免除することができる。

2 この法人は、理事会の決議により、非業務執行理事等との間で、前項に定める損害賠償責任について、同法に定める要件に該当する場合には、当該賠償責任を限定することができる旨の契約を締結することができる。この場合において、約定する賠償責任限度額は、10 万円を上限としてあらかじめ定める額と前項の最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(平成 28 年・一部改正)

(報酬等)

第 37 条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前 2 項の報酬等及び費用の支給基準に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 38 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 事業計画書等の決議
- (5) 事業報告及び計算書類等の承認
- (6) 評議員会の開催日時等、目的事項及び議案概要等の決議
- (7) 評議員会で定めるもの以外の規程の制定及び改廃
- (8) 法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第 40 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(招集)

第 41 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

(議長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 44 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 31 条第 6 項に定める職務執行状況の報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会議に出席した理事長、副理事長及び監事がこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 47 条 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、第 3 条、第 4 条、第 15 条及び第 17 条の規定を含め、評議員会の決議によって変更することができる。ただし、第 50 条に定める事項については、変更することができない。

(解散)

第 49 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人

が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、船橋市に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、船橋市に帰属するものとする。

第9章 事務局

（設置等）

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 会員

（会員）

第53条 この法人の目的に賛同し、その事業を理解している個人又は団体をもって会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

（定款の備置き）

第54条 この定款は、主たる事務所に備え置く。

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（情報公開）

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 飯塚 猛志、石井 庄太郎、岩口 仁、加賀見 実、小西 宗仁（金藏）、
佐藤 彦衛、堀江 節子、松戸 徹、山城 重久、好村 肇
監事 郷 昭、佐藤 宏男
- 4 この法人の最初の代表理事は、理事長 松戸 徹及び副理事長 小西 宗仁（金藏）、業務執行理事は、常務理事 加賀見 実とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
清水 光明、竹澤 勝昭、糠信 英雄、橋本 正勝、深沢 規夫、山口 節夫

附則

この定款は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この定款は、平成28年5月30日から施行する。

附則

この定款は、平成29年3月16日から施行する。

附則

この定款は、平成29年11月1日から施行する。

附則

この定款は、令和元年6月7日から施行する。

附則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。ただし、同日前に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条第1項第2号に規定する変更の認定を受けたときに限る。